

業務委託仕様書

1 委託業務名

東北の県庁所在地六市連携による夏祭り旅行商品造成業務

2 委託業務の目的

東北六市（青森市、秋田市、盛岡市、山形市、福島市、仙台市）では、平成 23 年から平成 28 年まで東北六魂祭、平成 29 年からは東北絆まつりを開催してきたほか、国内外でのプロモーション事業にも積極的に取り組んできた。

令和 4 年度より開始した「東北六市連携による東北の夏祭りを活用した観光物産プロモーション」では、東北六市の夏祭り（青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、福島わらじまつり、仙台七夕まつり）を、多くの方の関心を引くきっかけや素材等として活用しながら、①様々な観光情報の発信や②周遊促進、③観光物産プロモーション、④旅行商品造成等に3年間取り組み、最終的には閑散期（冬季）を含む年間を通して六市の観光客を増加させることにより、コロナ前の水準まで観光客の回復を図り、東北の交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済活性化を目指す。

本事業においては、④旅行商品造成に取り組むこととし、六市の夏祭りを生かした体験プログラムの販売または、それを生かした旅行商品を造成し、販売を行う。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

4 委託業務内容

（1）旅行商品造成

東北六市の夏祭り（「青森ねぶた祭」「秋田竿燈まつり」「盛岡さんさ踊り」「山形花笠まつり」「福島わらじまつり」「仙台七夕まつり」）を素材として活用し、他の旅行会社でも催行可能な体験プログラムを造成すること。造成した体験プログラムについては、遅くとも令和 7 年 2 月 28 日（金）までに販売を開始すること（販売終了の期限は定めない）。なお、商品の催行時期については、翌年度でも差し支えないものとする。

①旅行商品概要

- ・各祭り 1 種類ずつ、計 6 種類造成のうえ、六市周遊または、三市周遊など、周遊する商品を 1 商品以上造成すること
- ・国内旅行者に加え、インバウンド旅行者も参加できるようなプログラムの内容となるよう努めること
- ・造成する旅行商品については、委託契約締結後、各市担当者並びに各まつり団体等と調整し、商品の催行実現に努めること
- ・造成した旅行商品に関しては、催行日の設定や、最少催行人数の調整、発着地の調整に努めること
- ・商品の催行時期及び造成する商品のイメージは下記のとおり

青森ねぶた祭	催行時期は問わず、募集型・着地型は問わない
秋田竿燈まつり	本祭前（直前を除く）に催行、募集型・着地型は問わない
盛岡さんさ踊り	催行時期は問わず、募集型・着地型は問わない
山形花笠まつり	本祭日も含め、直前直後を除いて催行日を調整 募集型・着地型は問わない
福島わらじまつり	本祭の有料観覧席を含む旅行商品の販売 着地型・募集型は問わない
仙台七夕まつり	催行時期は問わず、募集型・着地型は問わないが、七夕まつりに加えて、例えば仙台の食を堪能できる内容となるよう調整すること（例：仙台牛や牛タンなど）

②その他

- ・旅行商品の運営経費は、商品代金から賄うこと
- ・販売価格や詳細の内容は特に指定しないが、販売価格や内容は吟味の上、催行できるよう努めること
- ・造成した商品の販売・周知については、4（2）販売・周知の通り

（2）販売・周知

- ・造成した旅行商品については、国内旅行者や、インバウンド旅行者に幅広く周知できる媒体にて広報し、販売を行うこと
- ・媒体には、東北の夏祭りのツアーであることや体験プログラム内容を明記し、ツアー参加につながるよう工夫すること
- ・造成した商品については、令和7年4月から開催される、EXPO 2025 大阪・関西万博の主旨に合う商品の場合、万博の観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」（URL：<https://www.expo2025travel.jp/>）に掲載するよう努めること

（3）相乗効果が期待できる独自の取り組み等

上記の業務に加え、本事業の目的達成に貢献し、相乗効果が期待できる独自の取組みを実施するよう努めること。

（4）成果物の提出

本事業実施の成果物について、紙及び電子ファイル（PDF 形式）で提出すること。

- ・報告書（夏祭り旅行商品の販売日程、概要、その他等を掲載）

納品部数：6部

納品場所：六市（各市1部ずつ）

納入期限：令和7年3月14日（金）

（5）留意事項

- ・旅行商品の企画造成、販売に関する企画・交渉・諸手続・各種手配等の一切の業務を行うこととし、事前に各市と調整を行うこと
- ・販売から催行終了までの期間、旅行商品購入者、観光施設、宿泊施設等からの問い合わせに、誠実な

対応に努めること。

- ・受注者は、その専門的知見に基づき、催行できる見込みの高い商品の造成に努めること。

5 契約に関する条件等

- ・著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

本事業で造成した夏祭り体験プログラムについては、以降、自由に利用できることとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務に当たり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。